

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町町民の森施設運営条例第 4 条

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町町民の森施設運営条例第 4 条
審 査 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町町民の森施設運営条例 （使用の許可） 第 4 条 町民の森地内で、町で設置した施設に次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、町長の許可を得なければならない。ただし、町長は許可するに当たっては、あらかじめ森林管理署長の承認を得たのちでなければならない。 (1) 工作物の新築、改築又は増築すること。 (2) 看板その他物件の設置すること。
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定
	1 4 日
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日